２　法第十六条第四項の経済産業省令で定める日数は、十四日とする。

３　法第十六条第五項の規定により電磁的方法による通知を発しようとする確認事業者は、あらかじめ、当該通知の相手方となる対象債権者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

(1)　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2)　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　ファイルへの記録の方式

４　前項の規定による承諾を得た確認事業者は、同項の対象債権者から書面又は電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該対象債権者に対し、当該通知を電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該対象債権者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（議決権行使書面）

第十九条　法第十七条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第十八条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　権利変更議案についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

二　議決権を行使すべき対象債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

２　前条第一項第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、確認事業者は、法第十六条第五項の承諾をした対象債権者の請求があった時に、当該対象債権者に対して、法第十七条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

３　法第十八条第二項の経済産業省令で定める日数は、七日とする。

（対象債権者の議決権）

第二十条　法第十九条第一項第三号の経済産業省令で定める時は、法第三条第一項の確認の時とする。

２　法第十九条第三項に規定する担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の額は、法第三条第一項の確認の時における当該担保権の目的である財産の評価額に基づき算定するものとする。

（議決権の代理行使等）

第二十一条　法第二十一条第三項及び法第二十三条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする対象債権者又は代理人は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方となる確認事業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

(1)　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2)　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　ファイルへの記録の方式

２　前項の規定による承諾を得た対象債権者又は代理人は、同項の確認事業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該確認事業者に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該確認事業者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（書面による議決権行使の期限）

第二十二条　法第二十二条第二項の経済産業省令で定める時は、第十八条第一項第一号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第二十三条　法第二十三条第一項の経済産業省令で定める時は、第十八条第一項第三号イの行使の期限とする。

（議決権の不統一行使をする場合における確認事業者に対する通知の期限）

第二十四条　法第二十四条第一項の経済産業省令で定める日数は、七日とする。

（対象債権者集会の決議の通知）

第二十五条　権利変更議案が可決又は否決されたときは、確認事業者は、速やかに、その旨を対象債権者集会に出席しなかった対象債権者に通知しなければならない。

（対象債権者集会の議事録）

第二十六条　法第二十五条第一項の規定による対象債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　対象債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

３　対象債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　対象債権者集会が開催された日時及び場所

二　対象債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三　法第二十条第六項の規定により対象債権者集会において述べられた意見があるときは、当該意見の内容

四　法第二十条第七項の規定により対象債権者集会において述べられた意見があるときは、当該意見の内容の概要及び当該意見を述べた対象債権者の氏名又は名称

五　対象債権者集会に出席した確認事業者の代表者又は代理人の氏名

六　対象債権者集会に出席した確認調査員の氏名

七　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

４　法第二十五条第三項第二号の経済産業省令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

５　確認事業者は、対象債権者集会の議事録を作成したときは、遅滞なく、当該議事録を指定確認調査機関に提出しなければならない。

６　指定確認調査機関は、前項の規定による提出を受けたときは、遅滞なく、当該議事録が次の各号のいずれにも適合することを確認しなければならない。

一　第三項各号に掲げる事項が記載されていること。

二　当該議事録の内容が事実と相違しないこと。

（指定確認調査機関による対象債権者集会手続についての調査）

第二十七条　権利変更決議があったとき（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、指定確認調査機関は、遅滞なく、対象債権者集会手続が法令の規定に違反していないかどうかを調査しなければならない。

２　確認事業者は、前項の調査に協力しなければならない。